

此印アルモ亦開テ前圖ノ如ク定紋ハ別ニ描ク也。

〔好色二代男一〕心を入れて釘附の枕

紫立ちたる曙は薄雲様の御迎に、御紋附の傘、角助がさし掛け、○下

〔好色二代男三〕一言聞く身の行衛

雨の日亥めやかにと約束すれば、新しき傘を買うて、二十本の内と大文字の書付、○下

〔書言字考節用集七器財〕長柄、ナガエ、鎗、傘、所レ言、

〔萬金產業袋一財〕傘細工

長柄、柄七尺、ほね七十間、大きさ貳尺七寸、柄、籐まき也、紙亥ろし右は大名高位の御方、路次にて雨の時さしかくる、

〔貞丈雜記八調度〕一長柄ナガエの傘は貴人馬上の時さしかけ申爲に、柄を長くしたる物也、主人御供の時は馬上にても、八尺傘を自身にさす也、舊記に見たり、

〔武雜記〕一かちにて笠をさしかくる事、右よりさしかけ可然候、

〔武雜記補註下〕笠とは長柄のから笠也、長柄のからかさは馬上へさしかくる爲に柄を長く亥たる物也、然る間歩行の時のさしかけ様を爰に亥るされたる也、

〔享保集成絲綸錄十六〕享保三戌年四月

下馬ヲ下乗橋迄召列人數之覺、○中

一輕き輩、長柄之傘可爲無用事、○下

〔青標紙〕武器及行列具的例

一長柄傘之事、明和三戌年正月長柄傘相立候而爲持候面々、近來相見申候、左候而者立傘と紛敷如何ニ候、主人敢而存候筋にも有之間敷哉、畢竟下々之者辨へ無之、右之通相成候義と相聞候、